

事 務 連 絡
令和元年 10 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

令和元年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく試行運用対象事務手続の本格運用開始期日並びに同日以降情報連携可能な事務手続の一覧及び省略可能な書類等について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 19 条第 7 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）に関し、令和元年 6 月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携と年金関係手続の情報連携について、その対象となる事務手続の一覧等を、内閣府大臣官房番号制度担当室において別紙のとおり整理され、情報提供されているのでお届けします。各都道府県予防接種担当課におかれましては、各所管手続について、これらの資料を適切な広報等に活用されるよう、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して周知をお願いします。

また、本格運用開始期日は、令和元年 10 月 30 日とされていますので、併せてお知らせします。

先般、日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）への情報照会事務の試行運用に活用いただくため、「予防接種関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について」（令和元年 6 月 12 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）において、「予防接種関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）をお送りしていましたが、今後、機構等への情報照会事務の本格運用を実施する際にご活用いただく、情報照会マニュアル（別添 1）を令和元年 10 月版としてまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村に周知いただくとともに、機構等への情報照会事務が円滑に実施されるよう、実施状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

併せて、機構等より提供されている「年金関係情報提供マニュアル（別添 2、別添 3）」についても送付しますので、情報照会マニュアルと合わせて、ご活用いただきますようお願いいたします。